

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都  
（氏名） A

上記被審人に対する平成 22 年度（判）第 31 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 31 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 2 月 28 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 12 月 27 日

金融庁長官 三國谷勝範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

(別紙1) 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実  
金融商品取引法178条第1項第16号に該当

被審人は、平成21年4月17日、東京都中央区日本橋堀留町一丁目10番16号に本店を置き(当時)、商品取引所法の適用を受ける取引所が開設する市場における上場商品の売買及び売買取引の受託並びに取次ぎ業務等を目的とし、その発行する株式が大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場(当時)に上場されていた(平成21年7月28日上場廃止)SBIフューチャーズ株式会社(以下「SBIフューチャーズ」という。)と株式交換比率算定に係る業務委託契約の締結の交渉をしていたBから、Bが同契約の締結の交渉に関し知った、SBIフューチャーズの業務執行を決定する機関がSBIホールディングス株式会社と株式交換を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成21年4月27日より前の同月20日から同月24日までの間、株式会社C証券を介し、大阪府中央区北浜1丁目8番16号所在の株式会社大阪証券取引所において、自己の計算において、SBIフューチャーズの株式合計18株を買付価額44万9300円で買い付けたものである。

法令の適用

金融商品取引法第175条第1項第2号、第166条第3項、第1項第4号、第2項第1号イ、第176条第2項

○(別紙2) 課徴金の計算の基礎

(1) 金融商品取引法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(42,550円×18株)

－(24,500円×3株 + 25,000円×11株 + 25,200円×4株)

＝316,600円

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。